所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８月１１月１０日　　甲府地方法務局　登記官　林　智彦

記

１　手続番号

０９００－２０２６－００１８

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

甲府市右左口町字七覚上３８３０番

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８月１１月１０日　　甲府地方法務局吉田出張所　登記官　林　智彦

記

１　手続番号

０９１７－２０２６－００１５

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

富士吉田市松山二丁目２４０番２